

原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のよう記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。
「産業競争力強化法第11条第1項の規定に基づき認定する。」

6 第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定新事業活動計画に従つて新事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

8 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十二により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。
(認定新事業活動計画の変更の指示)

第九条 主務大臣は、法第十二条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十三による書面を当該変更の指示を受ける認定新事業活動実施者に交付するものとする。
(認定新事業活動計画の認定の取消し)

第十一条 主務大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による書面を当該認定が取り消された様式第十四による書面を当該認定実施者に交付するものとする。
第三章 事業再編の円滑化

第一節 事業再編計画

(事業再編計画の認定の申請)

第十二条 法第二十四条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者(次条第一項において「申請者」という。)は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
一 当該事業者(事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該

事業者の事業再編のために行う措置に関する申請書の正本に次のよう記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定新事業活動実施者は当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この項において同じ。)の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、これに準ずるもの)は、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書(これららの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

三 当該事業再編計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四 当該事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

七 事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画(以下この項、第十四条第三項及び第五十四条第三項において「事業再編に係る資金計画」という。)を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業再編に係る資金計画に係る公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)において「事業再編に係る資金計画」)といふ。)を

二 事業再編に係る資金計画に係る外國公認会計士を含む。第十七条第三項第一号及び第五十一条第五項において同じ。)又は監査法人の報告書

二 事業再編債権者(事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいふ。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。)の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三 各々の事業再編債権者の債権放棄額及び事業再編債権者間の債権放棄割合に關して記載した書類

四 事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画(第五十四条第三項において「事業

再編に関連する再建計画」という。)に係る専門家(債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。)による調査報告書

第一項の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、三年を超えないものとする。

第二項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第十三条 主務大臣は、法第二十四条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第三項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第五項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第六項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第七項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第八項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第九項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第十項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第十一項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

定期事業再編計画に従つて事業再編を実施した期間を含め、三年を超えないものとする。

主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第二項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第三項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第四項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第五項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第六項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第七項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第八項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第九項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

第十項の認定を受けた日から原則として一月以内(法第二十八条第一項の規定による調査報告書

第一項の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの規定するものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。)であつて内閣総理大臣が当該期日の二週間前日の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

二 金融商品取引法第二十三条の三第一項の発行登録書及び同法第二十三条の八第一項の発行登録追補書類(同法第二十三条の四第一項の訂正発行登録書を含む。)

三 金融商品取引法第二十四条第一項の有価証券報告書(同法第二十四条の二第一項の訂正報告書を含む。)

四 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の四半期報告書(同条第四項の訂正報告書を含む。)

五 金融商品取引法第二十四条の五第一項の半期報告書(同条第五項の訂正報告書を含む。)

六 金融商品取引法第二十四条の五第四項の臨時報告書(同条第五項の訂正報告書を含む。)

(資本金の額)

第二十五条 法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十五条第一項に規定する主務省令で定める額(以下この項において「資本金等増加限度額」という。)は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合(法第三十四条第一項の規定により発行する株式の数を同項の規定により発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)を乗じて得た額から第三号に掲げる額を減じて得た額(その額が零未満である場合にあっては、零)とする。

一 法第三十四条第一項の規定による株式の發行又は自己株式の処分をするに際して給付を受けた特定株式等の同項の規定により読み替えて適用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日)における価額(次のイ又はロに掲げる場合における特定株式等にあつては、当該イ又はロに定める額)

2 前項の場合には、法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分後の次の各号に掲げる額は、同項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 その他資本剰余金の額 イ 及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額

ロ 次に掲げる額のうちいかずれか少ない額

(1) 前項第三号に掲げる額

(2) 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（その額が零未満である場合には、零）

ハ 法第三十四条第一項の規定により処分する自己株式の帳簿価額

一 その他利益剰余金の額 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

イ 当該株式会社と当該特定株式等の給付をした者が共通支配下関係（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第三十二号に規定する共通支配下関係をいう。）にある場合（当該特定株式等に時価を付すべき場合を除く。）当該特定株式等の給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた特定株式等の価額により資本金等増加限度額を計算することが適切でないとき イに定める帳簿価額

二 会社法第一百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、当該認定事業再編事業者である株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

三 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額

イ 法第三十四条第一項の規定により処分する自己株式の帳簿価額

ロ 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を減じて得た額（その額が零未満である場合は、零）に自己株式分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

の処分に係る募集事項（会社法第二百九十九条第一項に規定する募集事項をいう。）を決定した日（当該募集事項を決定した日と異なる時（当該募集事項を決定した日後から法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日までの間の時に限る。）を定めた場合であつては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（その額が五百万円未満である場合にあつては、五百万元）をもつて認定事業再編事業者である株式会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号の場合にあつては、同法第四百四十四条第一項第二号の期間（当該期間が二以上

額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額

第一項の場合には、自己株式対価額（会社計算規則第二百五十条第二項第八号及び第一百五十八号第八号並びに会社法第四百四十六条第二号）並びに第四百六十二条第二項第二号及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。次項において同じ。

第二項第一号に掲げる額は、会社計算規則第一百五十条第二項第八号並びに第一百五十八条第八号並びに会社法第四百四十六条第二号及び第四百六十二条第二項第二号及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

この条の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（純資産の額）

以下この条において同じ。)の有する議決権の総数の一一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一一定の割合を減じて得た割合)を乗じて得た数に一を加えた数用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第三十四条第三項において読み替えて進用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会に

<p>六 新株予約権の帳簿価額</p> <p>七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額</p> <p>(株式の数)</p>	<p>ある場合にあつては、その末日が最も遅いもののこの末日（最終事業年度がない場合には、認定事業再編事業者である株式会社の成立の日）における評価・換算差額等による額</p>
<p>第二十七条 法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する主務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいづれか小さい数とする。</p> <p>一 特定株式（法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式）の総数の二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株式（特定株式の株主をいう。</p>	<p>えて準用する会社法第七百九十六条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式）の総数の二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成</p>

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 事業再編促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合には、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面（申請等の方法）

第三十九条 法第四十一条第一項第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第四十七条第一項第二項、第四十三条第一項及び第四十七条第一項並びに第三十二条、第三十四条、第三十五条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。（内閣総理大臣に通知する場合における通知の経由）

第四十条 令第十二条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行うときは、金融庁長官を経由するものとする。

第四章 創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化

第一節 創業支援事業計画

（創業支援事業計画の認定の申請）

第四十一条 法第百十三条第一項の規定により創業支援事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 市町村が実施する創業支援事業と連携して一般社団法人又は一般財團法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）が実施する創業支援事業がある場合には、前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 一般社団法人にあっては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財團法人にあっては定款及び役員名簿

二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない一般社団法人等にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）

三 登記事項証明書

四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

第五章 創業支援事業計画

（創業支援事業計画の認定）

第四十二条 主務大臣は、法第百十三条第一項の規定により創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一ヶ月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該市町村に交付するものとする。

4 第一項の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとする。

四 創業支援事業計画の認定（創業支援事業計画の認定）

第五章 創業支援事業計画

（創業支援事業計画の認定）

第四十三条 法第百十四条第一項の規定により創業支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定（認定創業支援事業計画の認定）

第六章 中小企業承継事業再生計画

（中小企業承継事業再生計画の認定の申請）

第四十六条 法第百二十二条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定創業支援事業計画に従つて創業支援事業を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

二 条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援事業がある場合には、第一項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行なわなければならない。

一 定款、役員名簿及び社員名簿

二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（設立後三年を経過していない特定非営利活動法人にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

三 登記事項証明書

四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

第五章 創業支援事業計画

（認定創業支援事業計画の変更の指示）

第四十四条 主務大臣は、法第百十四条第三項の規定により認定創業支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十五による書面を当該変更の指示を受けた場合に交付するものとする。

四 創業支援事業計画の認定（認定創業支援事業計画の認定）

第六章 中小企業承継事業再生計画

（中小企業承継事業再生計画の認定の申請）

第四十五条 主務大臣は、法第百十四条第二項又は第三項の規定により認定創業支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十六による書面を当該認定が取り消される認定市町村に交付するものとする。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百十三条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一ヶ月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これを認定書として当該認定市町村に交付するものとする。

五 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十四によるとおりの通知書を当該認定市町村に交付するものとする。

四 認定創業支援事業計画の変更の指示（認定創業支援事業計画の変更の指示）

第五章 中小企業承継事業再生計画

（中小企業承継事業再生計画の認定の申請）

第四十六条 法第百二十二条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。次項及び次条第一項において「申請者」という。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、様式第四十七による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定創業支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

三 第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定創業支援事業計画に従つて創業支援事業を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

五 市町村が実施する創業支援事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第

一 申請者の定款の写し、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿、申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書並びに承継事業者を設立しようとする場合には、設立しようとする承継事業者に係る定款の写し、発起人、社員又は設立者の名簿並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

二 申請者の事業の継続及び再建を内容とする計画並びに当該計画に係る専門家（当該計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

三 申請者のうち特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類

四 当該中小企業承継事業再生計画を実施することにより承継事業者の事業が相当程度強化されることを示す書類

五 当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを証する書類

イ 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。

ロ 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）第二条第三号に規定する再生計画（同法第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定が確定したものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法第一百九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公示された債務処理を行うための手続（破産手続、更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なると認められるものに限る。）に基づき作成されていること。

七 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類	八 許認可等に基づく地位を記載する場合	九 許認可等に基づく地位を有することを証する書類	十 許認可等に基づく地位を有する事業に係る中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を有することを証する書類
イ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を記載する場合	ロ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を記載しない場合	ハ 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を有する事業に係る中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を有することを証する書類	カ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を有する事業に係る中小企業承継事業再生計画に特定許可等に基づく地位を有することを証する書類
（産業競争力強化法第121条第1項の規定に基づき同法第2条第29項に規定する中小企業承継事業再生を行う者として認定する。）	（産業競争力強化法第121条第1項の規定に基づき同法第2条第29項に規定する中小企業承継事業再生を行う者として認定する。）	（産業競争力強化法第121条第1項の規定に基づき同法第2条第29項に規定する中小企業承継事業再生を行う者として認定する。）	（産業競争力強化法第121条第1項の規定に基づき同法第2条第29項に規定する中小企業承継事業再生を行う者として認定する。）
（中小企業承継事業再生計画の認定）	（中小企業承継事業再生計画の認定）	（中小企業承継事業再生計画の認定）	（中小企業承継事業再生計画の認定）
第四十七条 主務大臣は、法第一百二十一條第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを申請者に交付するものとする。	第四十七条 主務大臣は、法第一百二十一條第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。	第四十七条 主務大臣は、法第一百二十一條第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。	第四十七条 主務大臣は、法第一百二十一條第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

2 前項の期間には、法第二百二十二条第五項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。	3 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、認定の申請及び認定
（認定中小企業承継事業再生計画の変更に係る認定の申請及び認定）	（認定中小企業承継事業再生計画の変更の指示）
第四十八条 法第二百二十二条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の変更の認定を受けようとする認定中小企業承継事業再生事業者は、様式第四十九による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。	第四十八条 法第二百二十二条第六項の規定により認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十二による書面を当該変更の認定を受ける認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。
前項の申請書及びその写しの提出は、認定中止の申請書及びその写しを添付して行わなければならぬ。	前項の申請書及びその写しの提出は、認定中止の申請書及びその写しを添付して行わなければならぬ。
九 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類	九 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類

十 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不當に害するものでないことを証する書類	十 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不當に害するものでないことを証する書類
十一 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類	十一 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類
十二 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類	十二 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類
（中小企業承継事業再生計画の認定）	（中小企業承継事業再生計画の認定）
第三章 雜則	第三章 雜則

第四十九条 法第二百二十二条第四項の規定により、行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。	第五十条 主務大臣は、法第二百二十二条第五項の規定により認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十二による書面を当該変更の認定を受ける認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。
（産業競争力強化法第122条第1項の規定に基づき認定する。）	（産業競争力強化法第122条第2項の規定による報告は、様式第五十四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
二 承継事業者が承継する事業に從事する従業員の名簿	二 承継事業者が承継する事業に從事する従業員の名簿
三 承継事業者の会計帳簿の写し	三 承継事業者の会計帳簿の写し
四 その他主務大臣が必要と認める書類	四 その他主務大臣が必要と認める書類
（創業支援事業計画又は中小企業承継事業再生計画に関する権限の委任）	（創業支援事業計画又は中小企業承継事業再生計画に関する権限の委任）
第五十三条 中小企業承継事業再生計画に規定する通知書は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。	第五十三条 中小企業承継事業再生計画に規定する通知書は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。
第五章 雜則	第五章 雜則

- 一 特定会社の名称
- 二 特定会社の営業損益の額
- 三 特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、当該営業利益を計上した最後の事業年度終了の日
- 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、速やかにその内容を確認し、当該報告の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを確認書として当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。
- 「産業競争力強化法施行規則第57条第2項各号に掲げる事項について報告を受け、同条第3項に基づき確認したことと通知する。」
- (立入検査の証明書)
- 第五十八条** 法第百三十八条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六十二によるものとする。
- (施行期日)
- 第一条** この命令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。
- (産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の廃止)
- 第二条** 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）は、廃止する。
- (公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)
- 第三条** 法附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号。次条において「旧産活法」という。）は、廃止する。
- (公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)
- 第四条** 法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の第一項に規定する指定金融機関の行う同項の事業再構築等促進業務については、旧産活法施行規則第三十七条の三から第三十七条の十一までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の三中「法第二十四条の五第二項」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十一年法律第九十八号）附則第十四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十五年法律第二百三十一号。以下「旧産活法」という。）第二十四条の五第二項」と、同条第一項各号及び第三十七条の四から第三十七条の十まで中「法」とあるのは、「旧産活法」と、第三十七条の十一中「令」とあるのは、「産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同令附則第二条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）」とする。
- 附 則** (平成二七年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)
- この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

- とされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号。以下「旧産活法」という。）と、第三十七条の七中「法」とあるのは、「旧産活法」とする。
- 第四条** 法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の第一項に規定する指定金融機関の行う同項の事業再構築等促進業務については、旧産活法施行規則第三十七条の三から第三十七条の十一までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の三中「法第二十四条の五第二項」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十一年法律第九十八号）附則第十四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十五年法律第二百三十一号。以下「旧産活法」という。）第二十四条の五第二項」と、同条第一項各号及び第三十七条の四から第三十七条の十まで中「法」とあるのは、「旧産活法」と、第三十七条の十一中「令」とあるのは、「産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同令附則第二条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）」とする。
- 附 則** (平成二七年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)
- この命令は、公布の日から施行する。

■付録二(第5条関係)
新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書
年 月 日
大区 名
平成 令 年 月 日付で一部既に公表された新たな規制の特例措置については、下記のとおり実施することとしますので、周知します。
1. 「大区」及び「新規」第3条の要件による場合に主たる本店とし、同条第6項の規定による場合は、主たる区域及び開設行為機関の長の選定とす。
2. その他の規制の特例措置の実施の方法。
(登場) 用紙の大きさは、日本工業規格A4と下る。

様式第二（第5条関係）

様式第三（第5条関係）

■付録三(第5条関係)
講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. その他の規制の特例措置の実施の方法。
3. その他の規制の特例措置の実施の方法。
(登場) 用紙の大きさは、日本工業規格A4と下る。

ついでに登入先会員機関を示しつづ記載する。

**様式第八
(第8条関係)**

**様式第九
(第8条関係)**

**様式第十
(第9条関係)**

新事業活動計画の不認定通知書

年月日

主務大臣名

平成年月日付で認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとしす。

記
不認定の理由

(被認定)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(認定要件)
認定第16条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

新事業活動計画の内容の公表

認定新事業活動計画の内容の公表

年月日

1. 認定した年月日
2. 認定新事業活動実施者名
3. 新事業活動の実施場所
4. 認定新事業活動計画の内容
(1) 新事業活動の実施場所の位置
(2) 新事業活動を行なう場所の位置
(3) 期間の間に限りし、新事業活動と併せて実施することが必要な用紙の内容
(4) 新事業活動の実施場所の位置及び住所

(記載要領)
4. 既認定新事業活動計画の内容、中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

新事業活動計画の変更認定申請書

認定新事業活動計画の変更認定申請書

年月日

主務大臣名
所
代考者の氏名
印

平成年月日付で認定を受けた新事業活動計画について下記のとおり変更したいので、
新事業活動計画第16条第1項第1項の規定に基づき認定を申請します。

記
1. 变更事項
2. 变更事項の内容

(被認定)
1. 用紙の用紙についてには、改札を付ける場合、印鑑を実施することができる。
2. 主務大臣の承認に応じて、改札を実施するよう求めること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)
新事業活動の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

■式様十一（第九条関係）
認定新事業活動計画の変更不認定通知書
年月日
主務大臣名
平成年月日付で変更認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により不認定をします。
記
不認定の理由
(要旨)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
(記載要領)
法第10条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

■式様十二（第九条関係）
変更後の認定新事業活動計画の内容の公示
1. 变更を認定した旨
2. 变更前の認定新事業活動計画の実施者名
3. 变更後の認定新事業活動計画の実施者名
4. 变更の実施時期
(1) 新事業活動に係る事業の内容
(2) 新事業活動に係る事業の期間
(3) 開始の時期に係りし、新事業活動と併せて実施することが必要となる情報の内容
5. 变更後の新事業活動の開始時期及び了了期限
(記載要領)
4. 变更後の認定新事業活動計画の内容、や、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、記入を省略する場合として記載しない。

■式様十三（第10条関係）
認定新事業活動計画の変更指示の通知書
年月日
主務大臣名
平成年月日付で認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。
記
変更を指示する理由
(要旨)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
(記載要領)
法第11条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

■式様十四（第11条関係）
認定新事業活動計画の認定取消し通知書
年月日
主務大臣名
平成年月日付で認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。
記
認定を取り消す理由
(要旨)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
(記載要領)
法第11条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

において、譲渡権保有割合が100分の4以上となるように金融商品取引法第2条の1第3項第4項第一号に規定する条件(外団における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの)を付す旨を②に記載すること。
3. ④は、特定公開買付けに際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

様式第十七（第13条関係）

様式第十七 (第13条関係)

事業再編計画の不認定通知書	年月日
規	主務大臣名

平成 年 月 日付で認定申請のあった事業再編計画については、下記の趣旨
により認定をしないものとします。

記
不認定の理由

(記載要領)

年月日

三務大區 名

は、下記の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本工業規格A-4とする。

(配戴要領)

法第24条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十八（第13条関係）

第六章十八 (第 123 条開設)

認定事務手帳計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 実施する事業の目標
 - (1) 事業再構成による事業の目標
 - (2) 生活性の向上に関する目標
4. 認定事業手帳計画に係る事業の内容
 - (1) 事業再構成による事業の内容
 - (2) 事業再構成による事業の実施
 - (3) 開設者または開設法人に係る取扱い
 - (4) 事業再構成を実施するための措置
 - (5) 事業再構成を実施するための資金

5. 事業再編の実施時期及び終了時期
 6. 事業再編に伴う会員登録に関する事項
 7. 事業再編に係る競争に関する事項

7. 事業再編に係る競争に関する事項

- 「14. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
- 「4. (4) 事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第十六の別刷1

様式第十九（第14条関係）

様式第十九（第14条関係）
認定事業者届出書の変更認定申請書
年 月 日
主務大臣　名　額
住　名
代表者の氏名

平成 年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第25条第1項の規定に基づき認定を申請します。

(備考)
1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略すること
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4回第1章
定記事事務所編計画の実況不認定通知書
年月日
主取大名
平成年月日付けで実況不認定申請のあった記事再編計画については、下記の理由により不認定をしないものとします。
記
不認定の理由
(備考)
用紙の大きさは、日本文書機器A4とする。
(記入要領)
第4回第1章第5項のうち、既定しない項目を具体的に記載する。

第2回セミナー（第1回答問回）

変更後の固定事業再編計画の内容の公表

1. 受付料金として1回年1回
2. 受付料金の範囲
3. 受付料金の固定事業再編計画の項目
 - (1) 事業再編に係る総額の項目
 - (2) 事業再編に係る各年度の項目
4. 受付料金の固定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る各年度の項目
 - (2) 事業再編に係る各年度の項目
5. 関連会社又は同居親族に係る各年度の項目
6. 变更後の固定事業再編に係る各年度の項目
7. 变更後の固定事業再編に係る各年度の項目

（結果回）

1. 14. 变更後の固定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「(1) 事業再編に係る各年度の項目」、「(2) 事業再編に係る各年度の項目」、「(3) 事業再編に係る各年度の項目」、「(4) 事業再編に係る各年度の項目」、「(5) 事業再編に係る各年度の項目」、「(6) 事業再編に係る各年度の項目」、「(7) 事業再編に係る各年度の項目」
2. (1) (4) 事業再編実施までの期間の内訳については、

■第2回（第15回目）
記定審査員会計画の実施指示の通知書
年 月 日
主取役：名
平成 年 月 日付で記定をした事業再構築計画については、下記の点に上より
変更を告げます。
記
変更を告げる理由
(備考)
用語の大きさは、日本工業標準規格A4とす。
(記入欄)
記定 4条第5項のうち、変更を告げる理由を具体的に記載する。

第二十回（第6回）
証事務所編集部の設定取消し通知書
年 月 日
署
主文标题：本
平成 年 月 日付にて設定をした多喜編集部については、下記の事項により
設定を取り消します。
記
設定を取り消す理由
(備考)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
(記入欄)
本件の取扱いを了承する旨及び第2項のうち、設定の取消しの理由となっているもの具体的に記入
する。

■第4回二十七（第18条関係）
認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 認定を受けた年月日
 2. 認定者
 3. 認定特定事業再編計画の目的
 (1) 特定事業の存続による事業の存続
 (2) 生産のための生産子会社の存続
 4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容
 (1) 特定事業の存続による事業の存続
 (2) 特定事業再編を行なう場所の位置
 (3) 特定事業再編に係る目的
 (4) 特定事業再編に係るための建議の内容
 (5) 特定事業再編に係る理由
 (6) 特定事業再編に係る取扱いの方法
 (7) 特定事業再編に係る審査に係る事項

(記載要領)
 1. 「(4) 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容」及び「(7) 特定事業再編に係る審査に係る事項」について記載する。
 2. 「(4) 特定事業再編に係るための建議の内容」について記載しない。

2. 「(4) 特定事業再編に係るための建議の内容」については、様式第25条の別表1の内容を記載する。

■第4回二十八（第19条関係）
認定特定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日
 主務大臣 氏名
 位名 所属司
 代表者の氏名

平成 年 月 日付けて認定を受けた認定特定事業再編計画について下記のとおり変更したいので、事業競争力強化法第27条第1項の規定に基づき認定を申請します。

1. 變更事項
 2. 變更事項の内容

(備考)
 1. 用紙用印についてには、氏名を捺すやる場合、用印を捺すことができる。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)
 讀者より読み易い形で、変更前と変更後を対比して記載する。

■第4回二十九（第19条関係）
認定特定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日
 主務大臣 氏名

平成 年 月 日付けて認定を受けた認定特定事業再編計画について、下記の理由により不認定をします。

1. 不認定の理由
 不認定の理由

(備考)
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)
 读者より読み易い形で、変更前と変更後を対比して記載する。

■第4回三十（第19条関係）
変更後の認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 变更認定を受けた年月日
 2. 变更者の認定事業者
 3. 变更後の認定特定事業再編計画の目的
 (1) 特定事業の存続による事業の存続
 (2) 特定事業の存続による事業の存続
 4. 变更後の認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容
 (1) 特定事業の存続による事業の存続
 (2) 特定事業再編を行なう場所の位置
 (3) 特定事業再編に係る目的
 (4) 特定事業再編に係るための建議の内容
 (5) 特定事業再編に係る理由
 (6) 特定事業再編に係る取扱いの方法
 (7) 特定事業再編に係る審査に係る事項

(記載要領)
 1. 「(4) 变更後の認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容」及び「(7) 变更後の特定事業再編に係る審査に係る事項」について記載する。
 2. 「(4) 特定事業再編に係るための建議の内容」について記載しない。

2. 「(4) 特定事業再編に係るための建議の内容」については、様式第25条の別表1の内容を記載する。

■式部第十一（第20条関係）
認定特定事業再編計画の変更及び通知書
年月日
総務大臣名
平成一年月日付けで認定をした特定事業再編計画については、下記の理由により変更を告示します。
記
変更を指示する理由
（要約）
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
（記載要項）
法第6条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

■式部第十二（第21条関係）
認定特定事業再編計画の認定取消し通知書
年月日
総務大臣名
平成一年月日付けで認定をした特定事業再編計画については、下記の理由により認定を引き消します。
記
認定を取り消す理由
（要約）
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
（記載要項）
法第7条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

■式部第十三（第21条関係）
認定特定事業再編計画の認定取消しの公示
1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由
（記載要項）
1. 認定取消しの理由
(1) 事業者または事業者と複数の事業者及び第三の者との間で、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
(2) 事業者の事業上の報酬に該当する部分についての記載
(3) 既次式規則についての記載
(4) 既次式規則による記載
2. 全般的条件等の種類別に記載の内容
全般的条件等の種類別に記載の内容として交付する認定の内容及び割合はこれら
の要領による。
(1) 会社法第108条第1項に規定する事項についての記載
(2) 全般的条件等の種類別に記載の内容として交付する認定の内容及び割合
(3) 既次式規則による記載
3. 認定取消しの理由
全般的条件等の種類別に記載の内容として交付する認定の内容及び割合はこれら
の要領による。
4. 認定取消しの理由
全般的条件等の種類別に記載の内容として交付する認定の内容及び割合はこれら
の要領による。

■式部第十四（第229条関係）
収益割引率化法第3条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、
下記のとおり申請します。
記
収益割引率化法第3条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、
下記のとおり申請します。
（要約）
1. 既次式規則における、既次式規則第3条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、
下記のとおり申請します。
（記載要項）
1. 既次式規則における、既次式規則第3条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、
下記のとおり申請します。
2. 既次式規則における、既次式規則第3条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、
下記のとおり申請します。
3. 既次式規則における、既次式規則第3条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、
下記のとおり申請します。

■式様三十六（第30条関係）
競争能力強化法第35条第1項に係る不認定通知書
年月日
経
主務大臣名
競争能力強化法第35条第1項に係る認定については、下記の理由により認定をしないものとします。
記
不認定の理由
(備考)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
(記載要領)
法第35条第1項に係る認定をしない理由を具体的に記載する。

■式様三十六（第30条関係）
競争能力強化法第35条第1項に係る認定による公取取扱各種形態式の
施行に際する手続
年月日
1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 申請の内容及び目的
4. 会社登録第7条第1項各号に掲げる事由についての記述

■式様三十七（第32条関係）
指定金融機関指定申請書
財務大臣
年月日
住名
代表者の氏名
指定期間の指定を受けたいので、在庫競争力強化法第41条第1項の規定により、下記の
とおり申請します。
記
1. 商号又は名称及び住所
2. 代表者の氏名及び住所
3. 事業所の場所及び名称
4. 会社登録第7条第1項各号に掲げる事由についての記述
(備考)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

■式様三十八（第34条関係）
指定金融機関商号等変更提出書
年月日
財務大臣
住名
代表者の氏名
(1) 指定金融機関の商号若しくは名称又は住所
(2) 指定金融機関変更を行なう実業所並に事務所の所在地
を変更するので、在庫競争力強化法第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記
1. 变更事由

新規開設	変更	廃止	名称変更	新規開設	新規開設
------	----	----	------	------	------

2. 变更の概要
(備考)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4章第十九（第35条関係）

財務大臣、監査役、税理士等の監査官が監査権限を有する場合に、監査権限行使申請書

年月日

財務大臣、監査役、税理士等の監査官の氏名

年月日

代表者の氏名

年月日

監査権限行使申請書に記載する規則の変更について認可を受けたので、商業競争力強化法第43条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 変更の内容
- 変更予定期日
- 変更の理由

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第36章第十九（第36条関係）

事業再編後事業権限届出書

年月日

財務大臣、監査役、税理士等の監査官の氏名

年月日

代表者の氏名

年月日

監査権限行使申請書の一欄（会社）栏は（廃止）するので、商業競争力強化法第43条第1項の規定により、下記のとおり行います。

記

- 提出（廃止）しようとする事業再編後事業権限の範囲
- 提出（廃止）する年月日
- 提出（廃止）する場合について、その期間
- 提出（廃止）の理由

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4章第二十（第41条関係）

創業支援事業計画の認定申請書

年月日

主査大臣、名、印

由町村長、名、印

商業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたので申請します。

(備考)1. 由町村が実施する創業支援事業について別紙1に、由町村以外の者が実施する創業支援事業について別紙2に記載する。

2. 由町村の代理人より、日本工業規格A4とする。

(備考)1. 別紙1の実施する創業支援事業の目標

(1) 創業支援事業の実施について、別紙1及び別紙2により記載する。

(2) 創業支援事業の実施について別紙1及び別紙2により記載する場合は、それぞれの創業支援事業について記載する。

2. 別紙2の実施する実施方法

(1) 創業支援事業の内容及び実施方法について、別紙1及び別紙2により記載する。

(2) 創業支援事業の内容及び実施方法について別紙1及び別紙2により記載する場合は、それぞれの創業支援事業について記載する。

3. 計画期間

(1) 計画期間について、別紙1及び別紙2により記載する。

(2) 別紙2の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの計画期間について記載する。

第4章第二十一（第41条関係）

由町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容
(2) 創業支援事業の実施方法

1. 有致の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの別紙として記載する。

2. 有致の創業支援事業の実施方法について別紙1及び別紙2により記載する場合は、別紙1及び別紙2により記載する。

3. 別紙2の創業支援事業について計画を作成する場合は、別紙2により記載する。

4. 「創業支援事業の実施方法」に、「創業支援事業の実施方法」に当たって用いる民間の組織・手続の実施方法を記載する場合は、別紙2により記載する。

5. 「計画期間」には、計画の実施の始発及び終期を記載する。

様式第四十二（第42条関係）

別紙四十二 内閣法外の者が実施する創薬支授事業	
申請者(本店の概要)	
(1) 住所	新潟市中央区西新潟1丁目1番地
(2) 住用	新潟市中央区西新潟1丁目1番地
(3) 代表者の氏名	新潟市中央区西新潟1丁目1番地
(4) 連絡先	新潟市中央区西新潟1丁目1番地
創薬支授事業の内容	
創薬支授事業の内容及び実施方法	
(1) 創薬支授事業の内容	
(2) 創薬支授事業の実施方法	
不認定理由	

(注) 1. 既に「創薬支授事業について手続を完了する場合は、本件の記載として選択する。
2. 「実施する事業の概要」には、実施する事業の内容と企画台帳を、在院及び在宅を、法人かふる事業の名称、住所、大代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等を記載する。
3. 「創薬支授事業の内容」には、創薬支授事業により、新規開発内向件の支援を実施し、新規開発内向件の開発段階を明確に記載する。
4. 「創薬支授事業の内容」には、創薬支授事業の内容と、既存開発内向件に對応する、既存開発内向件の開発段階を明確に記載する。
5. 「創薬支授事業の実施方法」には、創薬支授事業の実施に付随して、新規開発内向件の創薬支授事業と連携する方針をうつす旨について記載する。
6. 「不認定理由」には、詳細の内容が該当する場合は該当する。

様式第四十三（第43条関係）

別紙四十三 (第43条関係) 創薬支授事業計画の不認定通知書	
年月日	主務大臣名
在院社長名	主務大臣名
平成 年 月 日付けで認定申請のあった創薬支授事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。	
記 不認定の理由	

(理由)
周知の大きさは、日本工業規格A4とする。
(記載要領)
法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十四（第43条関係）

別紙四十四 (第43条関係) 認定創薬支授事業計画の変更認定申請書	
年月日	主務大臣名
在院社長名	主務大臣名
平成 年 月 日付けで認定を受けた創薬支授事業計画について下記のとおり変更した いので、審査請求権化法第114条第1項の規定に基づき認定を申請します。	
記 不認定の理由	

1. 记載事項
2. 变更事項の内容

(理由)
周知の大きさは、日本工業規格A4とする。
(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった創薬支授事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記 不認定の理由

(理由)
周知の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)
法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

■**第48条十 第4名関係**
 認定中小企業承継事業再生計画の変更不認定通知書
 年月日
 総
 主持大臣名
 平成年月日付で変更認定申請があった中小企業承継事業再生計画については、下記の理由により認定をしないものとします。
 不認定の理由
 (備考)
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 (記載要領)
 依第121条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

■**第49条十一 第4名関係**
 認定中小企業承継事業再生計画の軽微な変更の届出書
 年月日
 総
 主持大臣名
 (持分中小企業者)
 在
 所
 代表者の氏名
 (承継事業者)
 在
 所
 代表者の氏名
 平成年月日付で認定を受けた中小企業承継事業再生計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、変更願う旨の届出書によるとおり次のとおり記入願います。
 軽微な変更事項
 1. 軽微な変更事項の内容
 2. 軽微な変更事項の内容
 (記載要領)
 1. 軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。
 2. 变更前と変更後の間には、軽微な変更事項の内容が記載する。軽微な変更事項の内容が複数ある場合は、各項目ごとに記載する。
 3. 軽微な変更事項の内容が複数ある場合は、各項目ごとに記載する。軽微な変更事項の内容が複数ある場合は、各項目ごとに記載する。

■**第50条十二 第5名関係**
 認定中小企業承継事業再生計画の変更指示の通知書
 年月日
 総
 主持大臣名
 平成年月日付で認定を受けた中小企業承継事業再生計画については、下記の理由により変更を指示します。
 変更を指示する理由
 (備考)
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 (記載要領)
 依第121条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

■**第51条十三 第5名関係**
 認定中小企業承継事業再生計画の認定取消し通知書
 年月日
 総
 主持大臣名
 平成年月日付で認定を受けた中小企業承継事業再生計画については、下記の理由により認定を取り消します。
 認定を取り消す理由
 (備考)
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 (記載要領)
 依第122条各項及び第6項のうち、認定の取消しの理由となつているものを具体的に記載する。

様式第六十（第54条関係）

様式第六十一（第57条関係）

様式第六十二（第58条関係）